

国崎クリーンセンター第3期焼却施設等管理運営業務

入札説明書等に関する質問への回答
(第1回)

令和3年5月20日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合

■入札説明書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	3	II	4	(6)	売電収入の取り扱い	売電に係る費用のアンシラリー料金は事業者負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	16	VI	4	(5)	保険	事業者は火災保険に加入することあり、更に事業者の帰責事由によって損害が生じた場合に共済会が事業者に対して求償する場合がありますとされています。事業者の火災保険加入条件を定めるために貴組合が加入される建物総合損害共済の保険契約内容をご教示ください。	令和3年度の建物総合損害共済の保険契約内容が分かる資料を閲覧資料としますので、必要に応じて参照してください。 ・共済責任額：16,671,970,000円 ・共済基金分担金：2,054,480円

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	第1章	第3節	1.3.1(3)	付帯施設	付帯施設の範囲として、「多目的広場（指定管理者の管理範囲を除く）」とあります。指定管理者の管理範囲、及び事業者が実施する具体的な管理業務内容について、ご教示ください。	多目的広場における国崎クリーンセンター啓発施設指定管理者の管理範囲については、防球ネットの内側とする（防球ネットの外側は本業務の業務範囲）ことを予定しています。
2	2	第1章	第3節	1.3.1(3)	付帯施設	付帯施設に植栽、法面、砂防ダム、調整池等とありますが、各々の図面を開示いただけますようお願いいたします。また、各々の具体的な管理業務内容をご教示ください。	前段について、付帯施設の植栽、法面、砂防ダム、調整池等の図面を閲覧資料として開示いたします。 後段について、年3回程度の除草のほか、砂防ダム、調整池については、当該施設の機能を発揮するための点検・維持管理を想定しております。
3	30	第3章			受付管理業務	貴組合では持ち込みごみは全て予約制でしょうか。 予約の手続きなどは引き続き貴組合で行うのでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、ご理解のとおりです。
4	30	第3章	第1節	(1)	受付管理	「事業者は、計量設備において～一般持込車等の組合が指示する車両に対して計量手続きを行うこと。」とあります。 一般持込車については、基本的に事前予約されている車両と考えてよろしいでしょうか。また、事前予約の受け、手続きについては、貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No.3を参照してください。
5	30	第3章	第1節	(1)	受付管理	1日当たりの受入台数に制限はあるでしょうか。 また、事前予約のない一般持込車が来場した際には、事前予約時の受付の不具合なのか、住民の勘違いなのか、事業者では判断できないため、その都度貴組合に連絡し、対応のご指示をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	現在、一般持込台数は60台、事業系持ち込みは20台としています 事前予約のない場合は、組合で対応し指示いたします。
6	30	第3章	第1節	(1)	受付管理	受入れ台数に制限が無い場合は直営収集車、委託収集車、許可収集車、一般持込車それぞれの想定される受入れ台数についてご教示ください。各台数については、通常時期、繁忙時期それぞれについてご教示ください。また、繁忙時期の年間日数についてもご教示ください。	令和元年度の搬入台数は、直営：24,312台、委託：14,599台、許可：12,800台、一般持込：20,544台です。1ヶ月の最大台数は、直営：2,267台（5月）、委託：1,322台（5月）、許可：1,123台（10月）、一般持込：2,207台（12月）です。直営収集車、委託収集車、許可収集車についての台数制限は設けていません。 年末12月31日の予約なしの可燃持ち込みは1,000台程度の持ち込みが発生すると思われます（上記の一般持込の台数に含まれません）。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
7	30	第3章	第1節	(1)	受付管理	一般持込車の計量手続きについて、具体的な手続き内容(受付票への住所・氏名等の記入の有無、事前予約内容の確認等)をご教示ください。	手続き内容は次の通りです。 1. 計量カードの準備 2. 車両の誘導 3. リストから持込者のチェック(免許証の確認含む) 4. 車両の計量(入口・出口) 5. 料金の徴収 6. 組合管理棟事務室にてリストの受け渡し(朝・夕方) なお、リスト受け渡し方法については、協議いたします。
8	30	第3章	第3節	(3)	料金徴収	「本組合に代わり徴収した料金は、組合が指示する方法により、組合へ引き渡すこと」とありますが、想定される年間の徴収額、具体的な引き渡し方法および引き渡し頻度についてご教示ください。	●想定される徴収額： 年額 ￥32,370,000.- 1日平均 ￥122,150.- ●引き渡し方法(案) 徴収月単位で取り纏めを行い翌月末までに納付してください。 納付手続き等詳細につきましては、協議いたします。(手続書類、事業者による直接口座振込or納付書発行による金融機関支払い等)
9	30	第3章	第3節	(3)	料金徴収	直接搬入に係る料金は貴組合ホームページ記載の「50kgまで一律500円、50kgを超える場合500円に10kgまでごとに100円を加算した額(ごみ種別に関係なく合計)【現金のみ】」から変更無いとの理解でよろしいでしょうか。	今回の料金見直しは令和5年度に見直しを行う予定です。ただし、料金改定とするかどうかは未定です。
10	31	第3章	第4節	(2)	受付時間	「事業者は、表3-1に示す受付時間外であっても、受付時間内に待車した車両の受付管理を行うこと。」とあります。受付時間外に受付管理を行う年間日数、平均及び最長の対応時間について、想定値をご教示ください。	現在は、台数制限を実施しているため受付時間を超えて待車することはありませんでしたが、稀に時間を超えて受付に到着する車があります。基本は受付できませんが、事前に組合に連絡があった場合には、その都度連絡いたしますので、対応をしてください。
11	31	第3章	第4節	表3-1	本施設の受付時間	「※川西市クリーンアップ大作戦及び猪名川町クリーンアップの日」とありますが、これらの実施曜日、年間実施日数、搬入台数および搬入量をご教示ください。	川西市及び猪名川町において5月の第3日曜日と11月の第3、第4日曜日に実施されます。添付としてHPに、過去の実績表を提示します。
12	35	第4章	第6節	(8)	搬入管理	「事業者は、直接搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示及び必要に応じて補助を行うこと。」とあります。荷降ろし時の補助は車両の汚損等のトラブル回避の為、搬入者自身が車両からごみを降ろすまでを行い、事業者は、降ろされたごみをごみピット等へ投入する際の補助を行うという理解でよろしいでしょうか。	搬入者が希望する場合は、車両からの荷降ろし時の補助も行ってください。降ろされたごみをピット等へ投入する際の補助も行ってください。
13	35	第4章	第6節	(11)	搬入検査	「事業者は、本組合が許可業者に対して定期的に行うプラットホーム内での搬入検査に対して協力すること。」とあります。搬入検査の実施頻度、検査時の対象車両台数、事業者の具体的な協力内容についてご教示ください。	年2回×3日間各日2～3台事業系許可車両を対象に実施することを想定しています。協力とは、搬入車両の誘導、検査用の器具の貸し出し及び後片付けとしています。ただし、臨時に行う場合もあります。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
14	35	第4章	第7節	(1)	搬入物の管理及び積込	「事業者は、本施設より搬出されるスラグ、熔融飛灰処理物、洗煙汚泥処理物、リサイクルプラザから搬出される有価物等を本組合が本施設より搬出する際の積込み作業を行うこと。」とありますが、事業者の業務範囲は積込みまでであり、運搬業務に関しては貴組合の所掌との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	36	第4章	第8節	(3)	搬入物及び搬出物の性状分析	「本組合は、本施設に搬入された廃棄物の性状について、4回/年(3ヶ月に1回)に分析・管理を行う。」とあります。一方、別紙1では「搬入物及び搬出物の性状分析」が事業者の業務範囲となっています。搬入された廃棄物の性状分析については本文に記載の通り、貴組合の所掌と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業者の業務範囲となるのは、本施設より搬出するスラグの性状分析及び管理となります。
16	37	第4章	第12節	(1)	売電及び買電の事務手続き	発電事業者の変更手続きについても事業者が行うという理解でよろしいでしょうか。また、現事業者が契約している売電事業者とそのままの条件で引き継ぐ事は可能なのでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、要求水準書に記載の年間売電量及び売電単価に関する条件を遵守できる場合に限り、可とします。
17	37	第4章	第12節	(4)	売電及び買電の事務手続き	売電単価について、月毎に変動する燃料費調整制度に基づく燃料費調整単価は予測が不可能な為、提案時の単価には含まないとの理解でよろしいでしょうか。	含むものとします。
18	37	第4章	第12節	(4)	売電及び買電の事務手続き	国の電力市場改革に伴い、現在は売電単価に含む形で取引されている供給能力の価値(kW価値)については、2024年度より電力容量市場にて別途取引することが予定されています。 上記状況を踏まえた上で、事業者が提案する売電単価については、現在の制度下における売電単価(供給能力の価値(kW価値)を含む売電単価)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	37	第4章	第12節	(4)	売電及び買電の事務手続き	「売電単価(税込み)については8.33円/kWh以上とすること。」とあります。本売電単価は、FIT単価を含んだ値と考えてよろしいでしょうか。 その場合、ごみ中のバイオマス比率が売電単価に影響を及ぼすため、売電単価を提示する場合のごみ中バイオマス比率の前提条件をご提示願います。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、バイオマス比率は、44.55%を前提としています。
20	43	第6章	第3節	(1)	環境保全計画	「事業者は、業務期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画(別紙2参照)に基づき、環境保全基準の内、スラグに関する遵守状況を確認すること。」とあります。事業者が実施するスラグの測定について、実施頻度、測定回数、サンプル数等の詳細についてご教示ください。	実施頻度は、含有、溶出とも年4回、ダイオキシン類については、年1回、サンプル数は各1です。ただし、スラグの有効利用を行ううえで、必要であれば追加で測定を実施し、報告してください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
21	43	第6章	第3節	(1)	環境保全計画	「事業者は、業務期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画(別紙2参照)に基づき、環境保全基準の内、スラグに関する遵守状況を確認すること。」とあります。一方、別紙1では「搬入物及び搬出物の性状分析」が事業者の業務範囲となっています。事業者の業務所掌としてはスラグの性状分析のみと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No. 15を参照してください。
22	45	第7章	第2節	(1)	スラグの有効利用	事業者は、スラグを有効利用する事が必須となっておりますが、提案書第12号-5号で、具体的に有効利用先とスラグの購入単価と売却単価について記載がないと失格になるという事でしょうか。	ご理解のとおりです。
23	45	第7章	第3節	(1)	容器包装比率	「事業者はプラスチック製容器包装梱包品として～容器包装比率が「B」ランク以上の品質を確保するとともに、「A」ランクの品質を目指すこと。」とありますが、現状の運転においても同様の品質を確保していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	45	第7章	第3節	(2)	容器包装比率	「事業者は、搬入されるペットボトルについて～容器包装比率が「A」ランクの品質を確保すること。」とありますが、現状の運転においても同様の品質を確保していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	49	第9章	第4節		見学者対応	「事業者は本組合が行う見学説明(行政視察対応)に協力すること。」とありますが、想定されている見学者説明(行政視察対応)の実施頻度、想定される具体的な協力内容をご教示ください。また、行政視察対応以外の見学説明は、貴組合所掌との理解でよろしいでしょうか。	前段について、行政視察は年に数回程度です。一般の見学以外のコース(焼却棟内部の見学の場合の現場説明)を想定しています。後段について、ご理解のとおりです。
26	50	第9章	第8節		植栽管理	植栽管理の対象範囲がわかる図面をご提示願います。	要求水準書P5 図1-1 施設配置図の赤着色範囲となります。
27	51	別紙1	3	1)、2)	備品・予備品・消耗品・用役の管理 ※4	「※4 別紙1に示す消耗品の調達は事業者の業務範囲外とする。」とありますが、「別紙3に示す消耗品」と読み替えると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	51	別紙1	7	7)	植栽管理※6	「※6 砂防ダム、調整池等を含め、年3回程度の除草を事業者の業務範囲とする。」とありますが、砂防ダム、調整池等の対象範囲を図示いただきますようお願いいたします。	要求水準書に関する質問への回答No. 26を参照してください。

■落札者決定基準に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	7	V	4	②	入札価格に関する事項の得点化方法	「得点は小数点第三位以下を四捨五入した値とする。」とありますが、「得点は小数点以下第三位を四捨五入した値とする。」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■様式集に関する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	第12号				1. 管理運営業務に関する提案書	各提案書の様式の余白の変更やカラーの使用は可能でしょうか。	入札説明書P11 IV 4 (11)のとおり、余白の変更は不可としますが、カラーの使用は可とします。 なお、様式集のWORD版を公表します。
2	第12号				1. 管理運営業務に関する提案書	各提案書の文字の大きさ、フォントの指定は読める範囲で自由と考えてよろしいでしょうか。	文字の大きさについては、入札説明書P11 IV 4 (11)のとおり、特に指定のない限り文字サイズ10.5ポイント以上にて作成してください。ただし、図表に用いる文字はこの限りではありません。 フォントの指定については、ご理解のとおりです。
3	第13号				2. 事業計画に関する提案書	各提案書の様式の余白の変更やカラーの使用は可能でしょうか。	様式集に関する質問への回答No. 1を参照してください。
4	第13号				2. 事業計画に関する提案書	各提案書の文字の大きさ、フォントの指定は読める範囲で自由と考えてよろしいでしょうか。	様式集に関する質問への回答No. 2を参照してください。
5	第14号				組合への支払総額	表題に「組合への支払総額」とありますが、「組合の支払総額」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、本回答をもって第14号様式の表題を「組合の支払総額」と訂正します。

■管理運営業務委託契約書(案)に関する質問への回答

No.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
1	3 19	第4条 第42条			履行保証	契約保証金に関しまして、「契約規則第30条第1号から第6号のいずれかに該当するものは免除とする事ができる。」とありますが、該当すれば免除になる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	28	別紙3	1		売電収入	売電収入は提案売電収入を上回った場合も全て貴組合に帰属すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	28	別紙3	2		事業者の提案に基づく売電収入が実績を下回った場合の措置	「事業者の提案に基づく売電収入 <u>が</u> 実績 <u>を</u> 下回った場合の措置」とありますが、 「事業者の提案に基づく売電収入 <u>を</u> 実績 <u>が</u> 下回った場合の措置」という理解でよろしいでしょうか。 ※「実績値<提案値」が生じた場合の措置、という理解でいます。	ご理解のとおりです。 別紙3 2.を修正し、修正版を公表します。
4	28	別紙3	2		事業者の提案に基づく売電収入が実績を下回った場合の措置	(当該年度に未達成の売電収入)=(提案売電収入)－(実売電収入)とあります。 提案売電収入と実売電収入算出時に用いるバイオマス比率は異なると考えますが、その場合の考え方についてご教示ください。	要求水準書に関する質問への回答No. 19に示す値より著しく低い場合は、協議とします。
5	28	別紙3	2		事業者の提案に基づく売電収入が実績を下回った場合の措置	※(提案売電収入)＝. × (当該年度の焼却処理量の実績値(ごみt)) とありますが、「焼却処理量」は「焼却施設への搬入量」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 別紙3 2.を修正し、修正版を公表します。
6	29	別紙4	2		火災保険	再調達価格の算出方法をご教示下さい。	本件建物の再築価格を想定しています。 入札説明書に関する質問への回答No. 2で示した共済責任額を再調達価格の目安と考えていますが、必要に応じて保険会社と調整し、事業者において提案してください。